

越谷市地域振興券利用規約

越谷市地域振興券利用規約（以下「本規約」という。）は、越谷市（以下「発行者」という。）が発行する地域振興券（発行者が別途定める「越谷市食料品等物価高騰対策支援事業実施要綱」に基づき提供する電子クーポンを示し、以下「がやポン」という。）に関する配付事業（以下「本サービス」という。）において、がやポン及びがやポンの利用者（以下「利用者」という。）に関する条件について定めるものとする。

（総則）

- 第1条 利用者は、本規約の内容を十分に理解し、本規約に同意した上で、本規約の定めに従って、がやポンを利用するものとする。利用者は、がやポンを受領し、加盟店（利用者ががやポンを利用して、対象商品等の代金の支払決済を行うことができる店舗を運営する事業者（法人、団体又は個人事業主を含む。）であり、かつ、発行者との間で加盟店契約を締結した者をいう。）での提示、又は発行者が提供するスマートフォンアプリケーション（以下「アプリ」という。）に残高を移行することにより、本規約に同意したものとみなす。
- 2 本規約は、日本語を正とする。本規約につき、参考のために他言語による翻訳文が作成された場合でも、あくまでも参考にとどまるものであり、日本語の原文の意味と多言語による翻訳文との意味が異なる場合、日本語の原文の意味が優先される。
 - 3 発行者は、自らの判断によりがやポンの加盟店の範囲を変更できるものとする。
 - 4 利用者が本規約の変更後にながやポンを継続して利用（残高を保持している場合を含む。）した場合は、本規約の変更同意したものとみなす。
 - 5 アプリを登録した時点で入力した個人情報は、インターネット上のモバイル商品券プラットフォーム（委託事業者等（発行者から本サービスの運営に関する業務の全部又は一部の委託を受けた事業者及び当該事業者から再委託（数次に渡る再委託を含む。）を受けた事業者をいう。）が提供するサービスであり、がやポンを管理し、委託事業者等が定めた所定の方法で対象商品等の取引代金を支払決済ができるシステムの全部又は一部をいう。）上に登録され、委託事業者等に提供することに同意したものとみなす。
 - 6 利用者は、アプリを登録したときに入力した情報が、正確かつ最新の内容であることを確約するものとする。

（定義）

第2条 本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「がやポン」とは、発行者が利用者から対価を得ることなく、発行者又は委託事業者等の負担等に基づいて発行者が利用者に対して付与する金銭的価値を有する電子クーポンであって、利用者が代金の支払決済に使用することができるものをいう。
- (2) 「利用者」とは、本規約に同意して、本サービスを利用し、または利用しようとする個人をいう。
- (3) 「加盟店」とは、利用者が、本サービスを利用して、対象商品等の代金の支払決済を行うことができる店舗を運営する事業者（法人、団体又は個人事業主を含む。）であり、かつ、発行者との間で加

盟店契約を締結した者をいう。

- (4)「代金の支払決済」とは、利用者が加盟店において、本サービスを利用して対象商品等の代金を支払うことをいう。
- (5)「対象商品等」とは、加盟店が利用者に対して、販売又は提供する商品、権利、サービスをいう。
- (6)「委託事業者等」とは、発行者から本サービスの運営に関する業務の全部又は一部の委託を受けた事業者及び当該事業者から再委託（数次に渡る再委託を含む。）を受けた事業者をいう。
- (7)「本システム」とは、委託事業者等が提供するモバイル商品券プラットフォームサービスにおいて、がやポンを管理し、委託事業者等が定めた所定の方法で対象商品等の取引代金を支払決済ができるシステムの全部又は一部をいう。

（配付対象者）

第3条 配付対象者は令和8年3月1日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳に記録されているものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、発行者が別に定める場合はがやポンを配付することができる。

（配付額）

第4条 配付額は配付対象者1人につき、3,000円とする。

- 2 非課税世帯（同一の世帯に属する者全員が、令和7年度分の市町村税（特別区民税を含む。）均等割が課されていない者のみで構成する世帯をいう。）においては、前項に規定する配付額に5,000円を加算する。

（配付方法）

第5条 発行者は、世帯主等ががやポンを配付する。

- 2 がやポンの配付は二次元コードに残高を記録したカードで行う。
- 3 がやポンの配送状況は追跡できるものとし、届かない場合であっても発行者は責任を負わず、原則、再送は行わない。
- 4 がやポンの受領にあたり、利用者間で紛争等が起きた場合であっても発行者は責任を負わない。
- 5 利用者は、がやポンを受領したときは、直ちにがやポンの状態を確認し、破損等がある場合は速やかに発行者に申し出るものとする。

（残高移行）

第6条 利用者は、がやポンの二次元コードに記録された残高の全部をアプリに移行することができる。

- 2 前項の規定により残高が移行された場合、二次元コードに記録された残高は失効し、以後、決済に利用することはできない。

（利用期限）

第7条 がやポンの利用期限は、利用者の手元に到着した日から令和9年2月28日まで（同日23時59分まで）とする。

- 2 前項に規定する利用期限を経過した場合、いかなる理由があってもがやポンの残高は失効し、発行者は、失効した残高について、払い戻しや換金を行わない。

(利用方法)

第8条 利用者は、がやポンの利用期間内に限り、加盟店において、記録された残高の範囲内で、代金の支払いに利用することができる。

- 2 がやポンの残高が支払代金に満たない場合、利用者は不足額を現金又は加盟店が指定する他の決済方法により支払うものとする。
- 3 利用者はがやポンを提示し、加盟店のカメラ付き端末等で二次元コードを読み取る方法により決済を行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、利用者がアプリに残高を移行した場合にあっては、利用者は加盟店に設置する二次元コードを読み取る方法により決済を行うものとする。
- 5 がやポンは、次に掲げる取引に対する支払いには使用できない。
 - (1) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等の購入
 - (2) 税金、保険料、振込手数料、電気、ガス、水道、電話料金その他これに準ずるものの支払
 - (3) 現金との換金又は金融機関への預入れ
 - (4) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - (5) 不動産その他の資産性の高いものの購入及び地代、駐車料等の支払
 - (6) 対象商品等の対価を伴わないもの（寄付など）
 - (7) 返金が予定されている代金の支払決済（保証金など）
 - (8) 収納代行等、加盟店以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの
 - (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払
 - (10) 特定の宗教又は政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払
 - (11) やむを得ない理由により加盟店が取扱いを不可としたもの
 - (12) その他、発行者が不相当と認めるもの
- 6 利用者は決済時に金額に誤りがないかを確認するものとし、誤りがある場合は、加盟店に申し出るものとする。
- 7 利用者は、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、決済行為を行った当日に限り、決済を取り消すことができる。
- 8 発行者は、利用者と加盟店との間の対象商品等又はその他一切の取引について、当事者、代理人、仲介人等にならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わない。

(代理受領権)

第9条 利用者が基準日以後に死亡等によって受領できない場合、相続人代表者は別に定める様式において、がやポンを請求することができる。

(安全管理)

- 第10条 利用者は、がやポンに対し注意をもって管理し、情報の秘密を守るために、合理的に可能なすべての措置を常に講じるものとする。
- 2 利用者は、がやポンを第三者に転売し、譲渡してはいけない。
 - 3 がやポンは利用者又はその代理人若しくは使用者に限り、使用することができる。
 - 4 利用者は、アプリに残高を移行した場合にあっては、本サービスに係るID及びパスワードを適切に管理する義務を負うものとする。
 - 5 利用者は、ID及びパスワードを第三者に譲渡、貸与又は利用させてはならない。
 - 6 利用者は、アプリの利用にあたって、自己の費用と責任において、利用者が任意に選択した電気通信サービス又は電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとする。
 - 7 利用者は、自己の利用環境に応じ、ウイルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止等セキュリティ対策を講じなければならない。

(免責)

- 第11条 がやポンの紛失、盗難、汚損、その他がやポンに関し利用者に生じた損害（以下「紛失等」という。）により、利用者ががやポンを利用できなくなった場合、発行者はその責任を負わない。ただし、発行者の故意又は重大な過失に起因する損害についてはこの限りではない。
- 2 がやポンの紛失等により、第三者ががやポンを不正に利用したことによって利用者に損害が生じた場合であっても、発行者はその責任を負わない。
 - 3 通信回線の障害、システムの保守点検、天災地変等のやむを得ない事由により、がやポンの利用が一時的にできない場合で、これにより利用者に生じた損害について、発行者は責任を負わない。
 - 4 アプリに残高移行した場合であって、ID及びパスワードの漏えい等、利用者の管理不十分に起因した損害について、発行者は責任を負わない。

(再発行)

- 第12条 発行者がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、再発行は行わない。

(不正利用)

- 第13条 利用者は本規約に違反、又は不正な手段によりがやポンを取得、利用してはいけない。
- 2 利用者はがやポンを複製、改ざん、偽造等をしてはいけない。
 - 3 発行者は、利用者が不正な手段によりがやポンを取得、利用したと判断した場合、通知することなく、がやポンの利用を停止するとともに利用資格を取り消すことができる。
 - 4 発行者は、利用者が不正な手段によりがやポンを取得、利用したと判断した場合、利用者に対して、がやポンの使用額の全部若しくは一部に相当する額の金銭の支払いを求めるものとし、利用者はそれに従うものとする。

(返還)

- 第14条 利用者は第3条に規定する配付対象者に該当しなくなった場合は、返還しなければならない。

- 2 発行者が返還を求めたにもかかわらず、利用者が応じない場合、通知することなく、がやポンの利用を停止するとともに利用資格を取り消すことができる。
- 3 発行者が返還を求めたにもかかわらず、利用者が応じない場合、利用者に対して、がやポンの使用額の全部若しくは一部に相当する額の金銭の支払いを求めるものとし、利用者はそれに従うものとする。

(利用中止)

第15条 発行者及び加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に対し事前に通知することなく、がやポン使用取引の全部又は一部を停止又は中止することがある。この場合、利用者は、がやポンの全部又は一部を利用することができない。

- (1) 天災地変、地震、停電その他の災害等により本サービスの提供ができない場合
- (2) 委託事業者等が運営するアプリ等の機能その他本サービスに不具合が生じた場合
- (3) 本サービスの保守又は点検に必要な場合
- (4) その他発行者がやむを得ない事由により本サービスを停止すべきと判断した場合

(反社会的勢力)

第16条 利用者は自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (4) その他前号に準ずる行為

(本規約の変更)

第17条 発行者は、相当の事由があると判断した場合は、利用者の事前の承諾を得ることなく、発行者の判断により、本規約をいつでも変更できるものとする。

- 2 前項の規定による変更は、発行者が別途定める場合を除いて、利用者へ通知し、又は発行者が運営するホームページ上にて告知するものとし、変更後の本規約は、当該規約の末尾に記載する改定日から効力を生じるものとする。
- 3 前項に規定する変更後の本規約の効力が生じた日以後、利用者が本サービスを利用した場合は、変更後の本規約に同意したものとみなす。

(通知の方法)

第18条 本規約に関する発行者から利用者への通知は、発行者が運営するホームページ又は発行者が適当と認める方法により行うものとする。

- 2 前項の通知は、発行者が通知を発信し、正常に送信完了となった時点で到達したものとみなす。

(準拠法及び管轄裁判所)

第19条 本規約の準拠法は日本法とし、がやポンに関する一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

この規約は、令和8年4月27日から施行する。